

県指定有形文化財 旧西村山郡役所・旧西村山郡会議事堂保存修理工事

工事概要及び特記仕様書

工事概要

1. 工事名称 県指定有形文化財 旧西村山郡役所・旧西村山郡会議事堂保存修理工事
2. 工事場所 寒河江市長岡山公園 地内
3. 工事規模 旧西村山郡役所：木造 2階建 327.10 m²
旧西村山郡会議事堂：木造 2階建 281.54 m²
4. 工事内容 保存修理
旧西村山郡役所
外部木塗装塗替え・外部漆喰塗装・バルコニー劣化部修繕再塗装
内部壁天井劣化部修繕紙張り替え

旧西村山郡会議事堂
外部木塗装塗替え・外部漆喰塗装・窓開口下枠劣化部修繕再塗装
内部壁天井劣化部修繕紙張り替え
5. 工事種目
 - 1) 仮設工事 外部足場 垂直養生 内部足場 仕上養生
清掃片付 焼印製作
 - 2) 木工事 バルコニー解体劣化部修繕組立（旧西村山郡役所）
窓開口下枠劣化部修繕（旧西村山郡会議事堂）
 - 3) 板金工事 軒樋 竪樋 雪止金具
 - 4) 塗装工事 修繕部塗装（既存塗装塗替え）
 - 5) 内装工事 紙張り替え

特記仕様書

第1章 総則

本工事は、山形県指定文化財である建築物の保存修理工事であるので、文化財保存の意義、及び、その手法を十分理解し、工事に関しては細心の注意をはらい施工する。

保存修理の基本（指定有形文化財）

1. 同色・同材・同工法を原則とする（なるべく元の材料を使用）
2. 保存修理の経過を確認し、寸法、形状についても同様な保存修理に努める。
3. 文化財としての価値を損ねないように詳細な調査を行い、確実な修理方法を検討し工事を行う。
4. 工事完了までに、修理の内容や在来の技法等を詳細に記録し、保存修理報告書及び保存図を作成する。

第2章 仮設工事

1. 足場

外部足場は枠組本足場（防煙シート掛）、及び、脚立足場とし、内部足場は移動足場、及び単管棚足場、及び脚立足場とする。

2. 養生

各部材、及び既存部位を損傷しないために十分な養生を施す。特に床面の養生は細心の注意を払い施工する。

3. 清掃、片付け

各工程ごとに充分清掃すること。特に見隠れ部分は丁寧に施工する。

4. 焼印

取替部材見隠部には修理年号を記した刻印を押す。文字は「令和八年修補」とし、大きさは30×70程度とする。

第3章 木工事

1. 部材

当初材はつとめて再利用する。

新補材は既存材と同種材、旧形状とする。また、充分な乾燥材でくるい、ひび割れ等のない材料とし、係員の材料確認を受ける。なお、新補材については山形県産材の使用に努めること。

2. 組立

旧状工法を踏襲する。組立手順は係員の承諾を受ける。

3. 釘、金物

使用金物は、係員の承諾を受ける。釘打は手打ちとする。

第4章 板金工事

1. 軒樋、豎樋、雪止金具

樋類は、カラーGL鋼板加工とし、雪止金具は、銅（生地）富士型とする。

第5章 塗装工事

1. 古色仕上（塗替え）

塗替え部は、既存塗材または同等品による古色仕上げを施す。色合せのうえ、既存に合せた仕上げで3回塗とする。

2. 材料

合成樹脂調合ペイント：日本ペイント㈱ Hi-CR デラックスエコⅡ 同等

ポリウレタン樹脂塗料：日本ペイント㈱ 2液形ファインウレタン U100 同等

NAD（かみ形弱溶剤アクリル樹脂系非水分散形塗料）：日本ペイント㈱ ケンエース G-Ⅱ 同等を使用する。

第6章 内装工事

1. 材料

本工事に使用する紙（和紙）は、㈱加藤与商店「銀嶺第12集鳥の子No.17」同等を使用する。

本工事に和紙張り用接着剤は、矢沢化学工業㈱「みやびのり」同等を使用する。

使用する材料及び接着剤等は、全て JIS に準拠したホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆に適合したものを使用する。